## 平成 23 年度 第3回「みんなで支える森林づくり県民会議」次第

日 時 平成23年11月10日(木) 午前11時00分~4時00分 場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項
- (1) 森林づくりアクションプランについて
- (2) 森林づくり県民税活用事業の進捗状況等について
- (3) 長野県森林づくり県民税アンケート結果について
- (4) みんなで支える森林づくり地域会議等の意見について
- (5) 意見交換
- (6) その他
- 4 閉 会

## 平成23年度 第3回「みんなで支える森林づくり県民会議」次第

日 時 平成23年11月10日(木)

午前11時00分~4時00分

場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ (5分)
- 3 会議事項
- (1) 森林づくりアクションプランについて (10分)
- (2) 森林づくり県民税活用事業の進捗状況等について(10分)
  - (9月末の進捗状況報告)
- (3) 長野県森林づくり県民税アンケート結果について(25分)

(県民 2,000 人アンケート結果)

(市町村及び市町村議会アンケート結果)

(企業 100 社アンケート結果)

(要望・陳情・請願状況について)

(4) みんなで支える森林づくり地域会議の意見について(10分)

(各地域のアンケート結果から各地域会議の委員の意見を提示)

## 昼食休憩(60分)

(5) 意見交換(160分で休憩時間含む)

(長野県の森林・林業の目標や課題を再確認し、次期森林税の議論へ) (他県の「提言書」の概要の資料を準備する必要があるか?)

(6) その他 (15分)

(今後のスケジュールについて)

(長野県地方税制研究会との関係について説明)

4 閉 会(5分)

## 第3回県民会議植木座長との打ち合わせ事項

日 時: 平成 23 年 11 月 1 日 11 時~

場 所:信州大学農学部

对応者:春日補佐、奥原主査

## 1 会議の目的

・各委員が森林税の継続に賛成し、各委員の次期森林税に対する要望を作成することに 合意

#### 2 会議のタイムスケジュール

・午前中に説明、午後に質疑や議論

### 3 検討項目の流れ

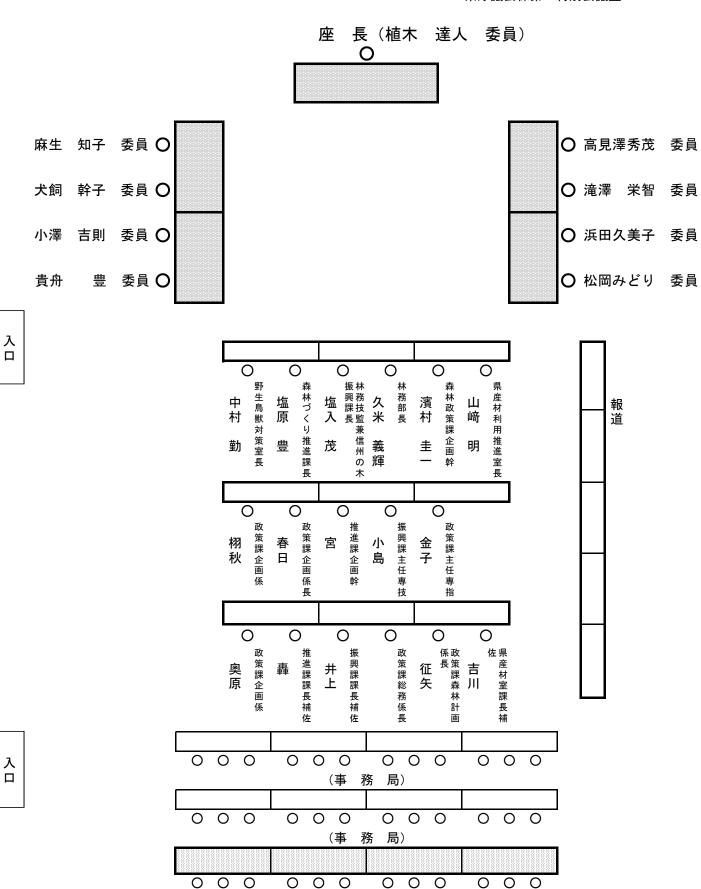
- (1) アンケート結果から森林税継続に対する意見を各委員から伺う→継続の合意形成
- (2) 条例改正までのスケジュール(市町村の予算化、県民周知から9月条例改正)
- (3) 次期森林税の大筋の確認(使途、税額、期間など既存の森林税の一部改良か全面改良かを各委員から意見を聞く)
- (4) 次期森林税のどこをどのように改良するか(過去の実績と今後を見通して、次期森 林税に必要なものは何か(何本柱になるか)検討する。切り捨てなのか搬出なのか、 野生鳥獣対策を支援金に盛り込むか、路網整備、木材利用)

#### 4 その他

- ・当日の検討事項は、ホワイトボードに植木座長が書き込み、資料の配付を行わない。
- 長野県地方税制研究会の概要を事務局から説明
- ・検討回数(次回の2月9日までに事務局が各委員に個別訪問して要望を取りまとめる)
- ・各委員の意見をまとめると一定の方向性が出るので、各委員の要望を取りまとめて、 一つの報告書(提言書)にして知事へという流れ。たまたま、要望がまとまった時期 が2月9日になるということ

# 第3回「みんなで支える森林づくり県民会議」 座席表

平成23年11月10日 (木) 11:00~16:00 県庁議会棟第一特別会議室



(傍 聴 席)

## みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱

#### (設置目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていく ため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、 県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民 会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討、 事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての検討等を行い、必要に 応じ知事に提言を提出する。

#### (委員)

- 第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (組織)

- 第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- 2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の会務を総括する。
- 3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事 故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5 県民会議は知事が招集する。
- 2 会議の議長は、座長をもって充てる。
- 3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

#### (専門会議)

- 第6 県民会議に、専門の事項を検討する必要があるときは、専門会議を置くことができる。
- 2 専門会議の委員は、知事が委嘱する。
- 3 専門会議の委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第5の規定は、専門会議について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは「専門会議」と読み替えるものとする。

#### (事務局)

第7 県民会議の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

#### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

## 第3回「みんなで支える森林づくり県民会議」

# 配布資料一覧

資料 1 ■ 長野県森林づくりアクションプラン

資料 2 ■ 長野県森林づくり県民税活用事業の進捗状況について

資料 3 ■ 長野県森林づくり県民税アンケート調査

資料 4 ■ みんなで支える森林づくり地域会議等の意見について

参考資料 ■ 平成 22 年度みんなで支える森林づくりレポート